## 古代地方寺院の造営・修理

古尾谷 知 浩

### はじめに

費負担の問題から検討することを目的とする。本稿は、古代地方寺院の性格について、造営・修理(以下、「修造」)経

### 一、研究史

ルは、 ことはあきらかであり、このような仏教受容の論理からすれば、寺院造営 どであるが、郡内私寺に対して郡家機構がそれらを有していたとは考え難 司 本霊異記』などにみえる地方寺院の法会では、追善供養や懺悔悔過が多い 員を知識として集約する郡の「大寺」であった。」と主張し、三舟隆之が「『日 など在地首長層の氏寺であったが、首長の在地支配の一環として共同体成 的機関(官衙)に民間の私的要素は付属しない。官衙への付属のメルクマー であるとの議論があった。これに対し、荒井秀規が「地方の白鳳寺院は郡 く、もちろんそのことを示す史料もない。」「(「郡寺」は)本質的には郡領 地方における所謂白鳳寺院の性格については、かつて「郡寺」「郡の官寺」 (評督)層など在地豪族の私寺(氏寺)であり、郡家(評家)という公 上下被官(ママ)関係、 人事権 (僧侶、 別当選任権)、予算配分な

> 付け加える必要はない。 びその他の諸史料を通覧しても、官が負担した形跡はなく、 たと考える方がよいのであろう。」と主張していることも想起すべきであ 衙が置かれるような要所を占める豪族が同時に地方寺院の建立者でもあっ も各所にみられるが、「後の国分寺のような郡ごとの官寺とみるより、 はほぼ尽くされており、もはや「郡寺」論、「官寺」論は成立しないよう 院の位置関係から「郡寺」「郡衙周辺寺院」のように捉えるのは寺院の性 ろう。本稿で取り上げる修造経費の問題については、八世紀の正税帳類及 白鳳寺院があたかも一組のように対応して位置している例が東国・西国と 分布に疎密があるため、 院総数が五四五箇寺とされていることに触れ、 に思われる。早く、澤村仁が、『扶桑略記』持統六年(六九二)条に、寺 格を限定してしまう危険がある。」と主張している。これらにより、 に「公的支配の一環」という意義を見出そうとするのは難しく、 一郡一寺の対応関係は決められないとし、郡家と 諸国の郡の概数に近いが 荒井の指摘に 郡衙と寺 議論 郡

の公的な事業として造営や維持・管理を行った寺院である可能性が考えら司氏族が大領(評督)という律令制で保証された立場をもって、郡(評)郡という律令で定められた行政単位を造営の母体とする寺院、つまり、郡 しかしながら、前記の荒井、三舟論文と同じ書物にて、近江俊秀は、「郡 しかしながら、前記の荒井、三舟論文と同じ書物にて、近江俊秀は、「郡

際は官が負担していた」という形で「郡寺」論、「官寺」論が生き残る余のかという説明がなされていないので、「史料が残っていないだけで、実首肯しがたいのであるが、荒井の議論では、どこが修造経費負担を行ったれよう。」と述べている。近江の主張は全く根拠が示されていないので、

地がある

れる。 修理料 理料の施入を意味するのではない。」と明確に指摘している。このことは 寺に認定された寺院の修造を官が担っていたとすれば、「郡寺」論、「官寺」 政官符 についても、 示しておらず、 論が定額寺において生き残る余地がある。 の寺院について「郡寺」「官寺」であることが否定されたとしても、 は国分寺に次ぐ寺格として律令国家から認定された寺院であるが、 『類聚三代格』三、定額寺事、 また、八~九世紀の定額寺についても、 国府財政により定額寺の修理料が支出されていたとしている。 <sub>|</sub>。」とあることからも明白であり、 「応||修理鹿嶋神宮寺||事」に、「此寺雖」預||定額|、 早く、 管見の限りそのことを示す史料は見当たらない。この問題 竹内理三が、「定額寺に列すること即ち燈分稲或は修 天安三年 (貞観元、 しかし、菱田はその根拠を全く 研究史上の問題がある。 解決済みの問題であると思わ 八五九)二月一六日太 無」有;;田園并 菱田哲 定額寺 定額 一般

いとなれば、それ以下の寺院についても同様であったと判断できよう。春では、定額寺の修造がどのように行われたのか、という点に絞って議論が負担していたとする説を完全には論駁し得ないと思われる。そこで、本が負担していたとする説を完全には論駁し得ないと思われる。そこで、本

## 二、定額寺と郡

之 百姓、 額寺に認定されたというような見通しは成り立たないのである。 はそのようになっていたわけではない。郡ごとに設けられた「官寺」が定 に必ず定額寺を設けようとしていたわけではなく、少なくとも実態として 額寺が全くない場合が、等しく想定されている。律令国家としては、 「勅、 たのは明白である。 白鳳寺院について説いたのと同じく、一郡一寺のような対応関係がなか ない、ということを確認しておきたい。 修造経費の問題を議論する前に、定額寺が郡単位に認定された寺院では (後略)」とあり、 (中略)、普告;;京畿七道;、令>書;;写供養般若心経;。 人別俾」出二一文銭、 『続日本後紀』承和五年(八三八)一一月辛酉条には、 一郡あたり二箇寺以上の定額寺がある場合と、 若一合米」。郡別於二一定額寺若郡館」、 定額寺についても、 仍須 澤村仁が所 」国郡司并 収中置 定

# 二、定額寺の経済基盤一(寺料稲)

院、 という限界があるものの、 梵釈寺・梵釈寺四王料・国分寺など、天皇発願寺院およびそれに準ずる寺 対象となる寺院には、 いくつかの寺院について、「某寺料」の稲を設置していることが知られる。 『延喜式』主税寮上 すなわち官大寺があり、 『弘仁式』主税寮では、 大安寺・薬師寺・法華寺・興福寺・西隆寺・崇福寺 「諸国出挙正税公廨雑稲」をみると、「雑稲 寺料稲が設置されている寺院は、 その他、 近江国以降の分しか写本が残存していな 複数の寺院にも設けられている。 国分寺・薬師 中に、

式』成立に至るまで順次追加されていったものとみられる。の寺院については、写本現存部分による限り、『弘仁式』成立以降、『延喜寺・興福寺・法華寺・西隆寺のみであって、それ以外の寺院にはない。他

仁式』には、官大寺以外の寺料稲はみられないのである。 上に挙がっているのは、定額寺の全てではない。また、前述のように、『弘なされており、これに相当すると考えられる。しかし、『延喜式』主税寮已上出挙、以...息利, 買用之。」とあって、定額寺の燈分稲について規定が諸寺燈油者、(中略)其諸国国分二寺并諸定額寺、別稲一千束已下五百束諸寺燈油者、(中略)其諸国国分二寺并諸定額寺、別稲一千束已下五百束

に記載されることになったのであろう。 喜式』成立までに定額寺とされ、寺料稲が設置された場合にのみ、『延喜式』 同三年七月四日太政官符「応,,,諸国定額寺燈分稲便預, 講師三綱の管理に移したためであろう(『類聚三代格』 その理由は、 『弘仁式』では官大寺以外の燈分稲はみえず、『弘仁式』以降、 大同三年 (八〇八) に、 定額寺燈分稲を、 |講師三綱 三、 国司の管理から 定額寺事、 事」)。 延 そ 大

0) 年分度者事、 また、近江国、 過并修理料」」とあって、 た。そこには、 置されている霊安寺料は、 ○月二三日太政官符 燈分稲のほか、 「燈分僧供修理等之料」が施捨されたことがみえる。 「諸国出挙正税公廨雑稲」で修理料であることが明記されているものと 寛平八年 「宜ヒ割;|正税四千束|、毎年出挙、 備前国に置かれた浄福寺料については、 修理料であることがあきらかな場合もある。 「応」出,|挙霊安寺料稲四千束,事」により定められ (八九六) 三月二日太政官符に、 用途のうちに修理が含まれていることがわかる。 『類聚三代格』一四出挙事、 用二其息利一、 このほか、『延喜式 弘仁七年(八一六) 定額寺化された際 『類聚三代格』二、 大和国に設 充中春秋悔

> がある。 して、 その他、 宝塔料」、 例としては、海印寺(『日本文徳天皇実録』仁寿元年〈八五一〉六月己酉条 毎年出挙」、以 ある (『延喜式』主税上「凡修||理延暦寺惣持院||料穀七百斛、 枠とは別に出挙利稲を修理料に充てているものとして、 近江国の 出挙稲とは別に造営修理費用を官が支出していることが知られる 筑前国の「修理観世音寺料」 ||其息利|、 「崇福寺修理料」「国興寺修理料」、土左国の 春レ米、 運 |送彼院 | 。其春功運賃用| があり、「諸国出挙正税公廨雑稲 延暦寺惣持院 |同穀内|。」)。 「修理安祥寺 令..近江

担していたことはあっても、造営・修理費用を官が負担することは一般 である。 任をもって管理することはなくなり、 ではなかったのである。 定されていた出挙稲は燈分稲であって、 のように、定額寺であっても修理料がない場合もあった。 ているのであって、 上 一記の霊安寺、 しかし、修理料の稲が官から措置されているのは 浄福寺の例をみても、 定額寺一般に対する措置ではない。前述の鹿嶋神宮寺 しかも、 燈分稲でさえ、 講師三綱の自己責任に委ねられたの 個別的措置として修理料が充てら ランニングコストの一部を官が負 大同一 般的とは言いがたい 三年以降は国司が責 定額寺一 般に設

## 四、定額寺の経済基盤二(田地

の収益であった。ここで結論を述べてしまえば、一般的に定額寺修造の財源は、田地から

れた(『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)七月乙巳条)。これが定額寺の天平勝宝元年(七四九)に、定額寺を含む諸寺院に墾田の領有が認めら

墾田限度額であって、国家が墾田を施入したわけではない。経済基盤の集ら優遇されたことは確認できる。しかしながら、ここで定められたのは、初見史料であるが、定額寺に認定されることにより、経済的に律令国家か

る。それらから財源の問題について検討しておく。次いで、平安時代になると、定額寺修理を命ずる法令がしばしば出され

積は自助努力に任せられたのである

える。 革、 并仏像経論」。 心 読み取れない。 寺堂舎并仏像経論及神祇諸社」とあるが、ここからは修理の主体や財源は ||修理|、(中略)、 "続日本後紀<u>]</u> 並処 (中略)、 |重科| 。| 今、 如聞、 同じく『続日本後紀』承和八年 承和五年(八三八)九月甲戌条には、 とあって、 須 宜厂重下 諸国定額寺、 \_毎」寺可 知五畿内七道諸国 修理の責任は国に負わされているようにみ 修理 堂舎破壊、 一之程、 附 仏経曝露、 (八四一)五月己丑条には 朝集使 一、修<sub>中</sub>理莊厳定額寺堂舎 「勅令修理天下定額 言上上。 三綱檀越、 習」常不」 無

曝露、 国司 理部内諸寺堂塔上。 七月一三日条にみえる詔でも同様で、 められていないのである。このことは、『日本三代実録』貞観元年(八五九) 官が負担するわけではなく、 ていた。また、その費用については「其料充」寺家田園地子」。」とあって、 しかし、 |理荘厳定額寺堂塔雑舎及仏像経論||事||によれば、 国は監督責任のみを負っているのであって、費用負担を行うことは求 三綱檀越、 講師が検校するものの、 『貞観交替式』 無心心 其料、 |修理|、 嘉祥二年 充 自己財源でまかなうことになっていた。つま |寺家田園地利|。 一義的責任は三綱・檀越が負うことになっ (中略)、 (八四九) 一詔、 宜 下 下 諸国定額寺、 閏一二月五日太政官符 若無 |知五畿内七道諸国 |、 \_ 田 園 定額寺の修理は 堂舎破壊、 者、 勘 録支度 仏経 「応」 修中

帳」、言上。」とある。

はない、ということを示している。して、造営修理を行う財源としての田地が、官から措置されているわけでは明確に規定されていない。しかし、このことは逆に、全ての定額寺に対は明確をもっていない定額寺については、財源をどのように措置するのか田地をもっていない定額寺については、財源をどのように措置するのか

飯高常実が延喜二二年(九二二)一一月六日に施入した「鐘堂修理料」 寺資財帳」(『平安遺文』二六五号)によれば、近長谷寺は飯高諸氏が内外 よる施入であって、 治田をはじめ、 の近親らを勧めて仁和元年(八八五)に建立したものである。 を行うことになっていた。また、天暦七年 がみえる。この場合は「寺家田園地子」ではないが、 みたい。 (『平安遺文』二〇号) によれば、 次いで、地方寺院の修理料の問題について、 延曆二〇年(八〇一)一一月三日「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳 多くの田地があるが、基本的には飯高諸氏やその近親らに 国家から措置されたものではない。 資財中に「通修理料稲」「西塔修理料稲 (九五三) 二月一一 寺院資財帳類から検討して 自己財源により 資財中には 日 「近長谷 修

が国家 観一一年(八六九)五月二七日に、太政官符により定額寺とされた。 みえる、 発願して公家に付属し定額寺としたもの、 既に集積していた田地を不輸租の寺田としたものである。 のことは、定額寺化による田地の施入を示すようにみえるが、 直後の同年六月九日に、 心寺縁起資財帳」(『平安遺文』一七四号)によれば、観心寺は少僧都真紹 一方、河内国観心寺についてみると、元慶七年(八八三) (天皇)のために建立したものであるが、真紹の奏上に基づき、 御願寺に准ずる寺院、「官寺」である。「田地の施入」 民部省符により多数の田地が施入されている。 つまり、 『新儀式』 九月一 観心寺は この措置 は天皇発願 御願寺事に 五. 日 「観 貞

であった 子)の「御願堂修理料」として、河内国古市荘を施入したときまで降る(前 修理のために田地が施入されたのが知られる初見は、貞観一六年(八七四) が、「禅林寺式」第十一条(『平安遺文』一五六号)から知られる。堂舎の えられていなかった。なお、定額寺化される以前の観心寺では、真紹が「修 ても修理料が措置されていなかったことを指摘したが、同寺には田地も与 きではない。 寺院に准じた措置であろう。定額寺一般に同様の措置が取られたとみるべ 七月九日に淳和院太皇太后 治料田薗」を購入していた、つまり、自助努力で財源を集積していたこと 「観心寺縁起資財帳」)。 先に、寺料稲について述べた際、 堂舎修理料の田地の施入は (正子内親王)が母の嵯峨院太皇太后(橘嘉智 鹿嶋神宮寺は定額寺となっ 「御願」に伴うもの

#### おわりに

言えない。

言えない。

言えない。

造営・修理に国が財政支出を行う寺院は、一律に国が財政支出を行った形跡ははない。国分寺より下位の寺院には、一律に国が財政支出を行った形跡はがあったが、個別の措置であって、定額寺一般に対して設置されたわけでがあったが、個別の措置であって、定額寺一般に対して設置されたわけでがあったが、個別の措置であって、定額寺一般に対して設置されること。

弘仁以降、いくつかの寺院について修理料の寺料稲が設置されること。

宣旨「応」今μ五畿七道諸国毎任修□造国分二寺諸定額寺破損拾分貳参□記記行事十二月上、勘申諸国受領吏功課事、長保四年(一○○二)一○月九日の責任で修造することが命ぜられるようになる(『政事要略』二八、年中しかし、一一世紀になると、神社や国分二寺と合わせて、定額寺も国司

平安時代中期以降の地方寺院の修造については、今後の課題としたい 寺依二氏人申請一不」為二定額寺一。仍除放已了者。」とあることが参考となる。 とが背景にあると推測される。長元三年(一〇三〇)「上野国交替実録帳 (一〇〇二) 一〇月九日宣旨 功 載功過勘文旧損新功 | 明\其勤惰罪事」)。 (『群馬県史資料編四』一九八五年)の定額寺の項、 7過 日 が、この頃には、もはや檀越が責任をもって修造できなくなっていたこ 所司勘中申造不由 』事」、『類聚符宣抄』一、神社修造、 「応」五畿七道諸国司修二造神社 その理由はにわかには論証できな 放光寺の部分に、「件 |令所所司加| 長保四

註

- 二〇一七年)(1)荒井秀規「評家と白鳳寺院」(佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社
- (2) 三舟隆之「古代東国の仏教受容と寺院」(佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川
- 一九九五年、初発表一九七九年)(3)澤村仁「白鳳・天平の寺院建立」(『日本古代の都城と建築』中央公論美術出版、
- 衙と寺院』山川出版社、二〇一七年) (4)近江俊秀「古代東国の駅路・郡衙・寺院に関する予察」(佐藤信編『古代東国の地方官
- 思文閣出版、二〇一一年)(5)菱田哲郎「定額寺の修理と地域社会の変動」(財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究』
- 年、初発表一九三三年、後、『竹内理三著作集』五、角川書店、一九九九年に収録)(6)竹内理三「寺院貴族化の一段階」(『律令制と貴族政権第Ⅱ部』御茶の水書房、一九五八
- たことを想定するが、本論で述べたとおり、従えない。いことを認めた上で、郡家と密接な関係をもつ、郡名、郷名を冠する寺院が定額寺となっ(7)速水侑「定額寺の研究」(『北大史学』六、一九五九年)は、寺院が一郡一寺とは限らな
- 年)を参照。(8)観心寺については、佐藤全敏「観心寺如意輪観音像再考」(『美術研究』四一三、二〇一三(8)観心寺については、佐藤全敏「観心寺如意輪観音像再考」(『美術研究』四一三、二〇一三

二部第五章「宮殿・官衙・寺院建築生産と律令国家」の一部を再構成したものである。【付記】本稿は、古尾谷知浩『日本古代の手工業生産と建築生産』(塙書房、二〇二〇年)第